

鶴ヶ島市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、工事監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年9月26日

鶴ヶ島市監査委員 瀧 嶋 邦 夫

鶴ヶ島市監査委員 近 藤 英 基

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

工事監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

庁舎トイレ改修工事

4 監査の着眼点

監査の対象となった工事の計画、設計、積算、契約、施工、検査が適正に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出した関係書類を精査するとともに、関係職員からの説明の聴取及び現地調査により監査を実施した。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所 鶴ヶ島市役所 101・102会議室

日 程 令和4年8月24日

7 監査の結果

1 から 6 までの記載事項のとおり対象工事の監査を行った結果は、次のとおりである。

- (1) 計 画 適正に行われていると認められた。
- (2) 設 計 適正に行われていると認められた。
- (3) 積 算 適正に行われていると認められた。
- (4) 契 約 適正に行われていると認められた。
- (5) 施 工 適正に行われていると認められた。
- (6) 検 査 適正に行われていると認められた。

今後も適正な工事の執行に努められたい。

8 工事概要等

別紙のとおり

工 事 概 要 等

工 事 名	庁舎トイレ改修工事
工 事 場 所	鶴ヶ島市庁舎(鶴ヶ島市大字三ツ木16番地1)
監 査 対 象 課	資産管理課
工 事 内 容	庁舎トイレ改修工事 一式 [庁舎1階トイレ改修工事(全面改修工事)] ・床面の更新(タイル仕上げ→ビニル床シート仕上げ) ・内装改修(壁・天井張替) ・大便器の更新(和便器の洋便器化、洗浄便座・自動洗浄機能付き) ・小便器の更新(壁掛けタイプ・自動洗浄機能付き) ・トイレ内手洗い器を自動給水栓に交換 ・給湯室の給水栓をレバーハンドルへ交換 他 [庁舎2階～6階トイレ改修工事(部分改修工事)] ・各トイレの洋便器に自動洗浄、洗浄便座機能を追加 ・トイレ内手洗い器を自動洗浄給水栓に交換 ・2,3,6階障害者用トイレに自動洗浄、洗浄便座機能追加 ・警備室、6階廊下、6階厨房の洗面台交換 ・給湯室の給水栓をレバーハンドルへ交換 他
契 約 額	36,434,200円
工 期	令和3年4月28日 から 令和3年10月18日 まで
契 約 方 法	一般競争入札
請 負 業 者 名	株式会社三幸